

韓国在任原爆被災者団体からの要望についての見解

16.

厚生省公衆衛生局企画課

要望第1点 被害補償について

(見解) この種の請求に関しては、さきの日韓協定において解決済みである。
 なお、原爆医療法等の国内法は被災者対策は国家補償の精神に
 立脚するものではなく、被災者の特別な状態に対する社会保障的
 な行政措置として実施しているものである。

要望第2点 日本法令(原爆医療法、特別措置法等)の外国人被災者全体への 適用

(見解) 原爆医療法、特別措置法は^{の趣旨}日本国の領域内に成立している地域社会の
 福祉の向上を図ることにあり、この種の法律は国内に居住しない外国人
 には適用されないものである。

要望第3点 日本国内の被災者援護法の立法化運動を支持し、実現を要望

(見解) 日本は国内問題である。
 なお、被災者対策は、社会保障的な行政措置として行なわれている
 であるが、国家補償の考え方に立つて行なうとすれば、一般に戦争による
 被害を受けた民間人の補償とどうするかということと関連する問題で
 あり、原爆だけを特別に取り上げて国家補償するという形は、~~今の段階
 ではまだ考えられないと考えている~~。

要望第4点 「韓国人被災者福祉センター」の設立計画への側面的支援

(見解) 今回はいまだ問題であり、計画の具体的内容、韓国
 政府の関与の状況等を承知していないが、韓国政府から外交ルート
 を通じて申入りがあれば、関係省庁で検討したい。

要望第5点 対策の基礎的資料として、外国人全体の原爆被害実態調査

(見解) 国外におけるこの種の調査は、諸種の制約から実施困難である。

陳情書に対し回答する場合の回答骨子案

・ 陳情書を受領した旨

・ この件に関しまして、韓国政府の見解を承知する必要があるので、在韓大使館を通じて、陳情内容を韓国政府に伝え、同政府の見解を求め、関係団体等による調査をせよこととしたい旨

本件に関する今後の処理方針案

- 1 海外医療協力の問題として、検討の余地あり
- 2 したがって、韓国政府から外交ルートを通じての申入れを待つと検討することとする。
- 3 当面、本件について韓国政府の見解を求めるとしたい。